

鍼灸治療に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十月十五日

参議院議長山崎正昭殿

安井美沙子



## 鍼灸治療に関する質問主意書

鍼灸治療に關し、以下質問する。

一 鍼灸治療は、日本の伝統医療であり国民に廣く認知されている。また、WHOにおいても正当な医療として認められている。しかるに、鍼灸治療を受けた場合、保険医療機関の治療として認められていないこともあり、患者の自己負担や保険者との療養費払いのやりとりの煩雜さのため、患者が鍼灸治療を受けにくくなつてゐると考えるが、政府の見解如何。

二 現行の保険医療機関の治療と鍼灸の治療を併用した場合、患者の治癒が早まるケースがあると認識されており、患者にとつては保険医療の診療報酬の体系の中でどちらの治療も行われることが望ましいと考えるが、そのための法整備の検討を行う予定はないのか、政府の見解如何。

三 生涯研修・専門領域研修単位を取得した鍼灸師による鍼灸治療を廣く推進していくことにより、増加し続ける医療費の抑制につながるとの識見があるが、政府の見解如何。

右質問する。

